

見解書

— 多摩川衛生組合清掃工場建設事業 —

平成5年10月

多摩川衛生組合

1. 総 括

1.1 事業者の名称及び所在地

名 称：多摩川衛生組合 管理者 石川 良一

所在地：東京都稲城市大丸1491番地2

1.2 対象事業の名称

多摩川衛生組合清掃工場建設事業

〔事業の種類：廃棄物処理施設の設置〕

1.3 対象事業の内容の概略

事業内容の概略は表 1.3-1に示すとおりである。

表 1. 3-1. 事業内容の概略

所 在 地	東京都稲城市大丸1528番地 多摩市連光寺2914番地
敷 地 面 積	約21,000m ²
工事着工年月	平成6年10月（予定）
工事竣工年月	平成10年11月（予定）
処 理 能 力	可燃ごみ 450トン／日 (焼却炉150トン/日・炉×3基) 不燃ごみ 50トン／日 (破碎機50トン/5H×1基) 焼却残渣 50トン／日 (灰溶融炉25トン/日・炉×2基)
工 場 棟	鉄骨鉄筋コンクリート造、高さ約34m
リサイクルプラザ	鉄骨鉄筋コンクリート造、高さ約13m
煙 突	外筒鉄筋コンクリート造、高さ80m
駐 車 場	清掃車車両等(29台)

1.4 評価書案について提出された主な意見と事業者の見解の概要

評価書案について、都民からの意見書が9通並びに関係市長の意見として調布市長から意見が提出された。また、公聴会においては8人から意見が述べられた。

これらの主な意見と、それに対する事業者の見解の概要は、表 1.4-1に示すとおりである。

表1. 4-1 主な意見の要旨と見解の概要

主な意見の要旨	見解の概要
<p>〔大気汚染〕</p> <p>① 工事車両及び清掃車をディーゼル車から無公害車にするか、もしくは暫定的にガソリン車にすることを希望します。</p>	<p>ディーゼル車が環境に及ぼす影響が大きいのは事実ですが、現在のところ電気自動車は開発段階にあり、また、ガソリン車はパワー不足でエンジン排気量を大きくする必要があることから、ディーゼル車からの切り換え条件は十分ではありません。なお、今後は最新のNO_x総量規制等の適合車を採用するよう構成市に要請していきます。</p>
<p>② 排出ガスの影響濃度の予測で、長期平均値と短期平均値のみでの評価は疑問です。また、夏と冬では風向きが逆になるので、排出ガスの影響濃度や影響範囲は季節によって大きく変化する可能性があります。少なくとも季節ごとに1日平均の濃度増加、基準を超える頻度等、きめ細かい予測を行い、それに対する評価をする必要があり、再検討していただきたいと思います。</p>	<p>予測・評価については、「東京都環境影響評価条例」及び「同技術指針」に基づいて行っております。また、「同技術指針解説」によると、「予測値は一般的には長期平均値とする。ただし、対象事業の種類、規模を勘案し高濃度汚染の発生が予測されるときには、必要に応じて短期平均値（短期高濃度汚染）についても予測する」とされています。</p> <p>計画工場の煙突排出ガスについては排出量が多いため、短期平均値予測を行いました。</p> <p>長期平均値は年平均値として表され、環境基準の長期的評価に合わせて予測・評価を行っています。</p> <p>短期平均値は、1時間値で表していますが、今回は気象条件を考慮し、各風向（16方位）において最高影響濃度が出現する条件で、予測・評価を行いました。</p>
<p>③ ダイオキシン、水銀、コブラナPC</p>	<p>煙突排出ガスに含まれる汚染物質につ</p>

主な意見の要旨	見解の概要
<p>B、カドミウム、亜鉛等が焼却炉から発生すると聞いています。除去するのであれば、その方法と最終処理の仕方を教えて下さい。</p>	<p>いては「ダイオキシン類発生防止等ガイドライン」に沿って燃焼管理を行い、発生抑制に努め、十分な監視を行ってまいります。</p> <p>なお、新たな汚染物質の発生が明らかになり、除去技術が確立された際には、適切に対応します。</p>
<p>〔騒音〕</p> <p>① 道路交通騒音は全ての時間帯で環境基準を上回っており、朝や昼間では5~10dB(A)をはるかに超えています。これは、都知事が都の公安委員会に対し騒音規制法に基づき措置を要請しなければならない数値です。この事態を放置するばかりか、さらに594台もの車が往来する施設を計画するのは言語道断です。</p>	<p>現況において、道路交通騒音は環境基準を超えていますが、工事用車両及び清掃車の走行による道路交通騒音レベルは、一般車両のみの走行による道路交通騒音レベルと比べて同程度となっています。</p> <p>なお、川崎街道の拡幅は道路管理者に対し早期実現を要請しています。</p>
<p>〔水質汚濁〕</p> <p>① アセスの項目に水質や土壤汚染の項目がないのもおかしいと思います。</p> <p>現状のゴミは残念ながら分別が完璧ではありません。何が入っているのか分からぬのです。ですから、排水中にも何が出てくるのか分からないのです。</p>	<p>計画工場から発生する污水は、汚水処理設備で公共下水道の排水基準以下に処理して常温で排水します。排水は流域下水道の南多摩処理場でさらに処理されるため、評価項目に含めませんでした。</p> <p>計画工場の汚水処理設備は、ごみ組成が最低1,600kcal/kg(可燃分39%、灰分9%、水分52%)から最高2,800kcal/kg(可燃分58%、灰分7%、水分35%)の範囲において、排水量や濃度の変動幅を配慮していますので、排水基準を上回ることはありません。</p> <p>土壤汚染については、工場敷地内の切土部で採取した表土の分析をした結果、</p>

主な意見の要旨	見解の概要
	汚染土壤は確認されませんでした。
<p>〔植物・動物〕</p> <p>① 建設及び工事予定地は多摩川に面し、緑地が豊富に残っている地域です。また、多くの野生動物が住んでいるものと思われます。川べりの緑地はできるだけ自然のままの姿で残していただきたいと思います。もし、工事を実行するならば合わせて自然公園として周囲の緑地を保護して下さい。</p>	<p>工場敷地西部のクヌギーコナラ林を保全し、敷地面積の20%以上の緑地を確保します。また、この緑地に連続するような形で多摩川に面した敷地北側の法面には、中低木や高木を植栽します。</p> <p>なお、敷地北側部分の緑地の連続性を確保するため、河川区域の一部、約650畝（オガサカ群落、コウ群落）を河川管理者と協議のうえ占用し、周辺と調和のとれた植栽をする予定です。</p>
<p>〔環境監視〕</p> <p>① 繼続的な環境（水質、大気、その他を含む）の監視を行い、不測の事態に備えることはきわめて大切である。監視項目、監視の場所や頻度など住民と相談しながら、しっかりととした環境監視の体制を是非とも組んでいただきたい。</p> <p>水質については、どのような廃水を下水処理場に送り込んでいるのかを衛生組合側で十分に監視して実情を把握しておくべきである。</p> <p>② 環境監視によって得られたデータは、できる限り速やかに住民に知らせてほしい。</p>	<p>施設の稼動中は排ガス、排水の監視も常時行うことになっており、計画工場では排ガスの排出状況を把握するため、いおう酸化物、窒素酸化物、塩化水素、一酸化炭素、排ガス温度及び酸素濃度について連続記録と常時監視を行います。また、排水についても下水道排水基準値を遵守するため、常に監視を行うとともに、2ヶ月に1回採取・分析を行い、監視体制の万全を図るようにします。</p> <p>なお、環境監視については、中央制御室で常時監視及び操作を行うとともに、定期的な巡回パトロールを行い、各種機器等の運転状況をチェックすることで、トラブルの未然防止に努めます。</p> <p>万一トラブルが発生した場合には、直ちに復旧に努めます。各種機器等の記録データを迅速かつ適切に解析し、再発防止に努める等充実した適正管理を行いま</p>

主な意見の要旨	見解の概要
	す。こうしたデータ類は工場事務所に備え、提示できるようにします。
<p>〔事業計画〕</p> <p>① これからゴミの組成がどうなっていくのか、焼却されるものの組成の予測がつかない状態での排気ガスの成分の予測は不可能ではないか（プラスチックもどの程度焼却されるのか…）大気や廃水への有害物質の残留はそれにより変わってくるのではないか。</p>	<p>計画の焼却炉のごみ組成は、最大時に可燃分58%、灰分7%、水分35%です。プラスチックについては、計画工場では、可燃ごみ中に混入するプラスチックを分別するようには考えておりません。今後プラスチックの有効な処理方法が開発され、実用化できるようになった際には、こうした技術の導入を考えますが、埋立処分場の確保ができない現状では、減容、減量化に優れた焼却処理が適していると考えます。</p>
<p>② プラスチックは不燃ごみとされながら、評価書案の粗大ごみ・不燃ごみの処理フローには明示されていません。どのような防除施設を作っても100%ではないのですから、プラスチックは燃やさない処理方法をとって下さい。</p>	<p>なお、現在、可燃ごみ中に混入しているプラスチックの割合は10%程度です。粗大ごみ・不燃ごみ処理後の可燃ごみを混合焼却した場合、プラスチックの割合は15%程度になりますが、計画工場の公害防止設備は最新技術を導入し、大気汚染防止のための法規制よりさらに厳しい自己規制値を設定し、有害物質の排出削減に努めます。また、ごみの中のプラスチックの割合が増えると、カロリーが高いため、定格能力の焼却はできませんが、最大20%程度になったとしても焼却炉の各装置の機能上問題はありません。また、排ガス・汚水処理設備についても最高濃度の変動幅を考慮していますので、ごみの組成が変化しても、基準を上回る有害物質等が排出されることはありません。</p>

2. 対象事業の目的及び内容

2.1 事業の目的

多摩川衛生組合では、既存のごみ処理施設において可燃ごみ及び粗大ごみの処理を行っているが、ごみ処理施設は、昭和48年に建設した施設であり、ごみ質の高カロリー化や施設の老朽化により、処理量の大幅な低下を来しているのが現状である。また、多摩川衛生組合では、平成9年度を目標に、狛江市、稲城市に加え、新たに組合に参入する府中市の一部地域のごみを受け入れる計画を推進しており、本組合のごみ処理施設整備計画では、計画目標年次*にあたる平成16年における3市からのごみ排出量を日量300トンと見込んでいる。

本事業では、このような状況を踏まえ、既存のごみ処理施設を更新し、予備炉を含む日量450トンの処理能力を有するごみ処理施設を建設するものである。

なお、近年ごみ排出量が増大し、最終処分場の延命策が叫ばれていることから、焼却灰の無害化、減容化及び減量化を図る灰溶融設備を同時に建設する。

2.2 事業の内容

2.2.1 位置及び区域

対象事業は図2.2-1に示すとおり、東京都稲城市の北西端に位置し、西側が多摩市との境、北側が多摩川の河川敷を隔てて府中市との境となっており、多摩川に面した丘陵地の北斜面側にある。また、対象事業位置の西側には桜ヶ丘ゴルフ場があり、南側約250mの地点には、主要地方道稲城日野線（川崎街道）が東西方向に延びる。

対象事業の区域は図2.2-2に示すとおり、西側は既存の清掃工場の敷地であり、東側が東京都多摩川流域下水道南多摩処理場の北西部の一角となっている。

所在地 : 東京都稲城市大丸1528番地
多摩市連光寺2914番地

2.2.2 計画の内容

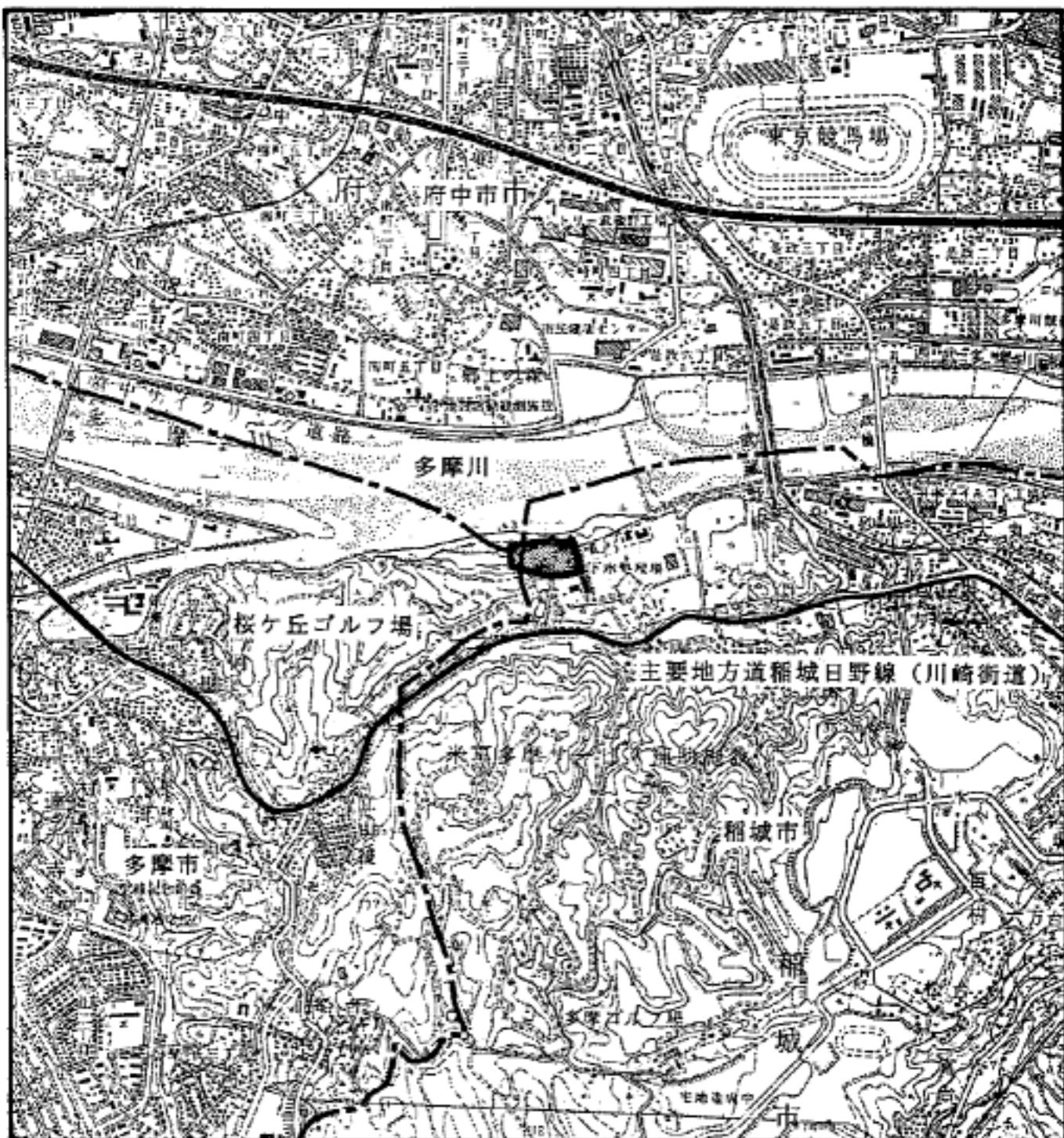
(1) 施設配置計画

施設計画の概要は表2.2-1に、施設の配置計画は図2.2-3に示すとおりである。

* : 計画目標年次は、「一般廃棄物処理基本計画の策定について」（厚生省水道環境部長通知第107号、昭和54年9月1日）において、原則として、施設整備の目標年度を施設稼動7年後を目安とするとされている。

表2.2-1 施設計画の概要

施設	面積	計画の概要
工場棟	約 8,300m ² (建築面積)	構造形式: 鉄骨鉄筋コンクリート造 高さ: 約34m
リサイクルプラザ	約 800 m ² (建築面積)	構造形式: 鉄骨鉄筋コンクリート造 高さ: 約13m 施設内容: リサイクル品ストックヤード、リサイクル作業場、リサイクル展示場等
煙突	—	構造型式: 外筒鉄筋コンクリート造 内筒鋼板製 高さ: 80m
構内道路 駐車場等	約 4,300m ²	一般車、見学者用駐車場
緑地	約 7,600m ²	残存緑地及び植栽
合計	約21,000m ²	—



凡例

- : 工場敷地
- : 市境界
- : 主要道路

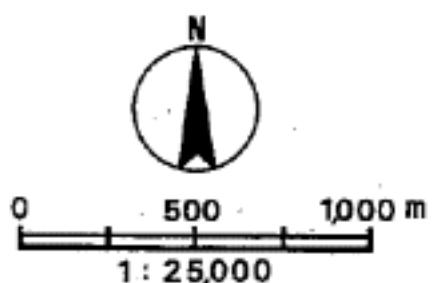
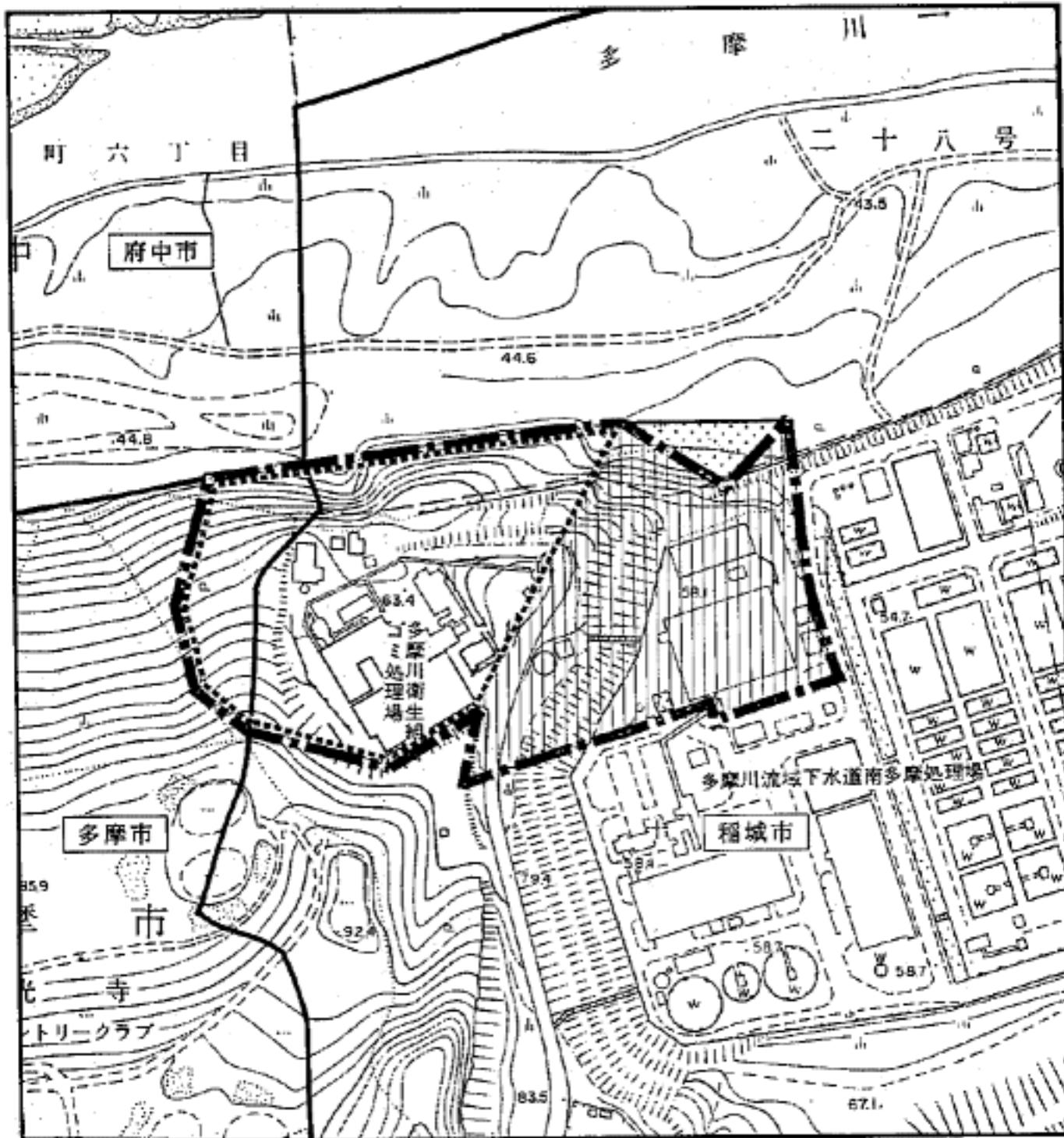


図 2. 2-1 対象事業の位置



凡例

: 工場敷地(計画工場)

: 既存清掃工場敷地 — : 市境界

: 都市計画変更区域
→ 多摩川流域下水道南多摩処理場から
多摩川衛生組合清掃工場に変更

: 河川占用予定区域(約 650m)



0 50 100m
1:2,500

図 2. 2-2 対象事業の区域

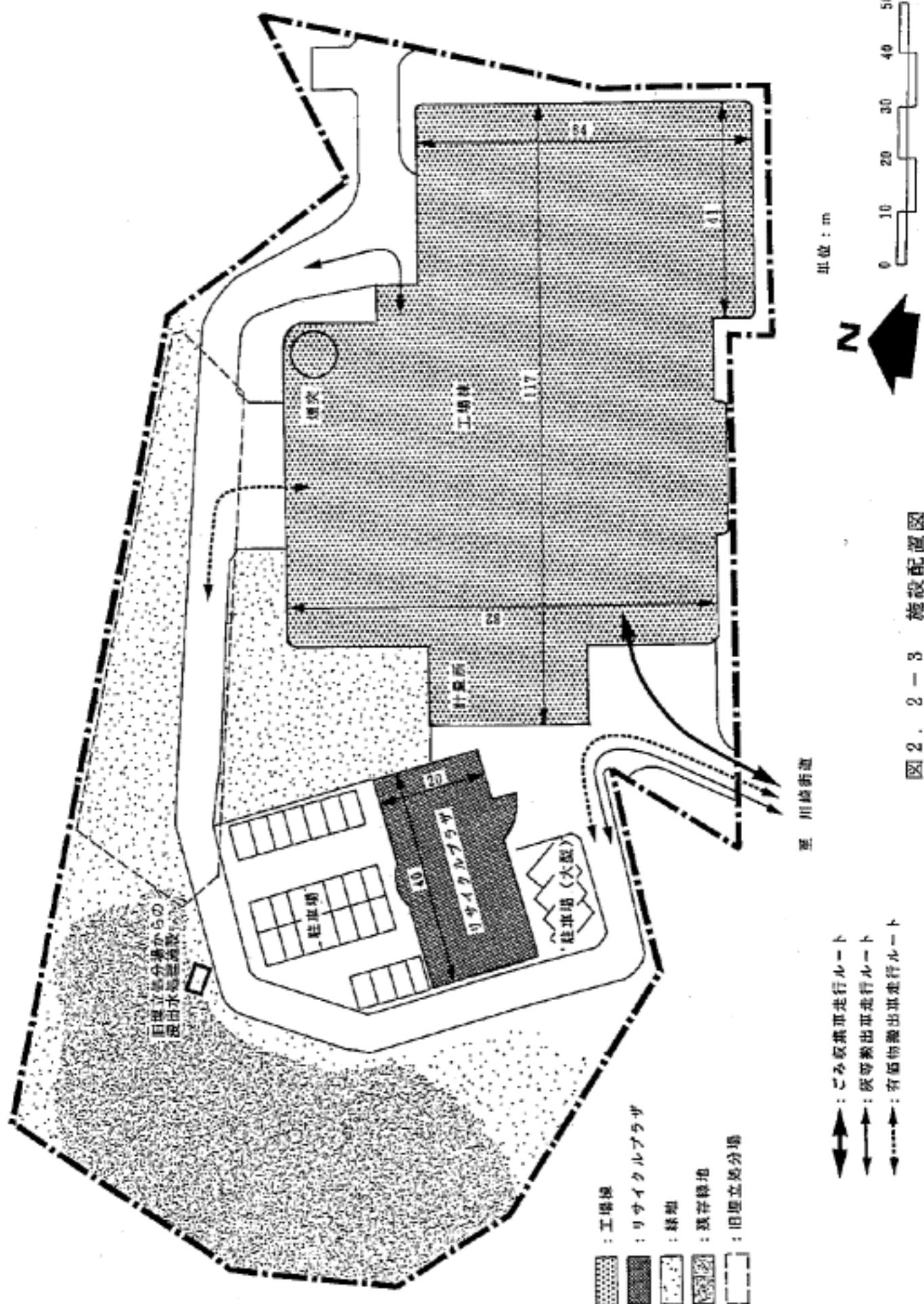


図 2-3 施設配置図

(2) 焼却設備計画

① 焼却設備の主要項目

焼却設備の主要項目は表 2.2-2に示すとおり、1日 450トンの可燃ごみを焼却する設備である。

表 2.2-2 焼却設備の主要項目

項目	既存清掃工場	計画工場
処理能力	210トン/日 (105トン/日炉×2基)	450トン/日 (150トン/日炉×3基)
処理方式	連続燃焼式火格子焼却炉	連続燃焼式火格子焼却炉
処理対象ごみ	可燃ごみ	可燃ごみ
運転計画	・1日24時間の連続運転 ・210トン/日焼却	・1日24時間の連続運転 ・300トン/日焼却(常時稼動)
搬入ごみ量	約114トン/日(週6日搬入)	約307トン/日(週6日搬入)
受入供給設備	計量機 : 15トン×1基 40トン×1基 投入ゲート : 4基 ごみピット : 1,630m ²	計量機 : 30トン×2基 投入ゲート : 8基 ごみピット : 7,200m ²
ボイラ設備	なし	廃熱ボイラ
発電設備	なし	蒸気復水タービン
排ガス処理設備	ばいじん : バイオフィルタ 電気集じん機 塩化水素 : なし いおう酸化物 : なし 窒素酸化物 : なし 排ガス再加熱 : なし	ばいじん : バグフィルター 塩化水素 : 消石灰 いおう酸化物 : 消石灰 窒素酸化物 : 触媒脱硝設備 排ガス再加熱 : あり
灰・飛灰処理設備	灰処理設備 : 灰冷却水槽 灰ピット : 20m ³ 飛灰処理設備 : なし	灰処理設備 : 灰冷却水槽 灰溶融固化処理設備 灰ピット : 760m ³ 飛灰処理施設 : セメント固化
灰汚水処理設備	灰汚水処理設備 : 凝集沈澱	灰汚水処理設備 : 凝集沈澱・ろ過方式
煙突	構造 : 鋼板製 高さ : 50m	構造 : (外筒) 鉄筋コンクリート造 (内筒) 鋼板製 高さ : 80m

注) 可燃ごみとは、紙類、厨芥、繊維、木・竹類等を指す。

(3) 粗大ごみ処理設備計画

① 粗大ごみ処理設備の主要項目

粗大ごみ処理設備の主要項目は表 2.2-3に示すとおり、1日50トンの粗大ごみを処理する設備である。

表 2.2-3 粗大ごみ処理設備の主要項目

項目	既存清掃工場	計画工場
処理能力	30トン/日×1基	50トン/日×1基
処理方式	衝撃せん断破碎	横型回転破碎
選別方式	磁選機、風力選別、回転篩	手選別、磁選機、振動篩
処理対象ごみ	不燃ごみ・粗大ごみ	不燃ごみ・粗大ごみ
搬入ごみ量	約24トン/日(週6日搬入)	約46トン/日(週6日搬入)

注) 不燃ごみとはプラスチック、ゴム、金属、ガラス・陶磁器などを指す。

粗大ごみとは冷蔵庫等の家電製品、タンス等の家具類、自転車などを指す。

(4) 車両計画

① ごみの収集区域

稻城市及び狛江市の全域と府中市の一帯地域。

② ごみの搬入及び灰等の搬出日

ごみの搬入及び灰等の搬出は、1週間に6日行う。

③ 清掃車の搬出入ルート及び車両台数

清掃車の搬出入は、川崎街道とする。出入口は工場敷地の南側に設けるが、川崎街道への道路及び出入口は、既存清掃工場のものを使用する。なお、ごみ収集車は全て川崎街道の稻城市側からの搬出入とする。また、清掃車の車両台数は、ごみ収集車と灰等搬出車及び有価物搬出車合わせて一日当たり延べ594台である。

④ 時間帯別清掃車交通量

清掃車交通量は、清掃工場へ搬入を予定している収集区域の搬入実績等をもとに算出した。時間帯別清掃車交通量は表 2.2-4に示すとおりである。

表2.2-4 時間帯別清掃車交通量

単位：台

時間帯 車両	川崎街道		
	清掃工場 ←→ 稲城市方向 (No.1断面)	清掃工場 ←→ 日野市方向 (No.2断面)	
	ごみ収集車	灰等搬出車	有価物搬出車
8:00～9:00	26	4	0
9:00～10:00	134	0	2
10:00～11:00	80	0	0
11:00～12:00	94	7	2
12:00～13:00	0	0	0
13:00～14:00	96	0	0
14:00～15:00	72	3	2
15:00～16:00	56	0	0
16:00～17:00	14	0	2
計	572 (188)	14	8
			22 (20)

注 1) ごみ収集車の規格は2t、灰等搬出車は10t、有価物搬出車は4tである。
 また、ごみ収集車は、特殊車両であるため、大型車として扱った。

2) ()内の数値は現地調査結果に基づいた現況の車両台数である。
 なお、日野市方向の現況のごみ収集車車両台数は24台である。

2.2.3 工事計画

(1) 建設工事の概要

建設工事の期間は、平成6年10月頃の着工後、表2.2-5に示すとおり約50ヶ月を予定している。

表2.2-5 工事工程

工種	月数	2	6	10	14	18	22	26	30	34	44	48
		4	8	12	16	20	24	28	32	36	46	50
山留め・杭・掘削工事		⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
煙突新設・解体工事		⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
く 体 工 事		⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
プラント工事		⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
仕 上 げ 工 事		⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
外構・造園工事		⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
既存清掃工場解体工事		⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
サイケルマガジン等建設工事		⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

注) 工事開始後37ヶ月目～42ヶ月目は計画工場の試運転期間であり、建設工事は行わない。

2.3 環境管理に関する計画等の配慮

2.3.1 東京都及び関係市の環境計画に対する配慮

(1) 「東京都環境管理計画」への配慮

- ① 煙突からの排出ガス、施設稼動に伴う排出水や悪臭等については、その特性を充分検討の上、ろ過集じん設備（バグフィルター）や、高度処理設備等の公害防止設備を設置し、周辺環境へ及ぼす影響を極力軽減するよう配慮した。
- ② 工場敷地西側にある丘陵斜面の緑地を保全するとともに、工場敷地北側に高木及び中低木の植栽を施し、約 7,600m²の緑地を確保した。
- ③ 施設稼動により発生する熱及び蒸気は、廃熱ボイラにて有効利用し、処理水については焼却炉へ噴霧する等の再利用を図るよう配慮する。焼却灰は灰溶融設備により、減容化を図り、土木資材等として再利用を図るよう努める。

(2) 「第二次稻城市長期総合計画」への配慮

上記(1)の③と同じ。

(3) 「府中市基本計画（改訂）」への配慮

上記(1)の②、③と同じ。

(4) 「狛江市総合基本計画」への配慮

上記(1)の②、③と同じ。

(5) 「第三次多摩市総合計画」への配慮

上記(1)の②と同じ。

2.3.2 計画上の環境保全対策

環境保全のため、計画工場の公害防止対策は、表 2.3-1に示すとおり、厳しい自己規制値を設定し、これを遵守するとともに、次のような措置を講ずる。

(1) 大気汚染

清掃工場排出ガス中の汚染物質の排出を極力おさえるため、バグフィルター、触媒脱硝設備を設け、排出ガスの処理を行う。

ダイオキシンについても「ダイオキシン類発生防止等ガイドライン」（平成2年12月26日通知、厚生省）に従い、以下に示す対策を講じてその発生をおさえる。

- ・燃焼温度を 800℃以上に保つ。
- ・煙突出口の一酸化炭素濃度を 50ppm以下とする。
- ・焼却炉出口の排ガス中の酸素濃度を 8%以上とする。

・電気集じん設備に比べてダイオキシンの発生をおさえられるろ過集じん設備にする。

表2.3-1 計画工場の公害防止対策

項目		根 摂 法	法 規 制 値	自己規制値
大 気 汚 染	ばいじん	大気汚染防止法施行規則の一部を改正する総理府令(昭和57年総理府令第24号)	0.5g/Nm ³	0.02g/Nm ³
	塩化水素	大気汚染防止法	700mg/Nm ³ (約430ppm)	25ppm
	いおう 酸化物	大気汚染防止法	K値規制 58.67Nm ³ /時・炉(焼却炉) 46.41Nm ³ /時・炉 (灰溶融炉) (K値6.42)	20ppm
	窒素 酸化物	大気汚染防止法	濃度規制 250ppm	約68ppm 8.656Nm ³ /時
水質汚濁	下水道法	公共下水道排水基準値	同左	同左
騒音	東京都公害防止条例	準工業地域の規制値	同左	同左
振動	東京都公害防止条例	準工業地域の規制値	同左	同左
悪臭	東京都公害防止条例	準工業地域の規制値	同左	同左

- 注) 1. 自己規制値は、工場の公害防止対策上設定した値である。
 2. 塩化水素の()内は、自己規制値と比較するために換算した濃度である。
 3. 排出濃度は、酸素濃度12%換算値。
 4. 窒素酸化物の自己規制値は、「工場・事業場に係る窒素酸化物削減指導要綱」(昭和60年2月、東京都)及び「ごみ焼却施設の窒素酸化物低減技術指導マニュアル」(平成元年6月、東京都)で示される、窒素酸化物の排出総量に対する規制値と、これを濃度換算した値である。なお、自己規制値は最大焼却時の値であり、濃度については、少量の焼却時においては排出ガス量の減少に伴って高くなる可能性があるが、この場合においても80ppm以下となるよう焼却炉の運転を行う。

(2) 悪臭

悪臭の発生を防止するため、以下の対策を行う。

① 工場棟

(1)ごみピット内を負圧に保ち、臭気が漏れないようにする。また、ごみピッ

ト内の空気をごみ燃焼用として強制的に焼却炉に吸引し、高温で熱分解し臭気を取り除く。

(イ) プラットホームの出入口にはエーカーテン及び自動扉を設ける。ごみピットからプラットホームへ臭気が漏洩した場合は、消臭剤を噴霧して消臭する。

(ウ) ごみピットには、ごみピット扉を設け、ごみ投入時以外は閉じておく。

(エ) 炉休止時については、ごみピットを完全に密閉するとともに活性炭によって脱臭し、臭気の外部漏洩を防止する。

② 清掃車

ごみ収集車は、有蓋のものを使用し、車外に汚れが漏れない構造のものとする。

(3) 騒音、振動

騒音、振動の発生を防止するため、以下の対策を行う。

① 蒸気復水器のほかは、工場設備を原則として屋内に設置する。

② 設備機器は堅固に取付け、騒音、振動の外部への伝達を遮断する。

③ 主な騒音発生機器は、防音対策を施した室に設置する。

(4) 水質汚濁

① 清掃工場の稼動に伴う汚水は、汚水処理施設による処理の後、隣接する東京都多摩川流域下水道南多摩処理場へ放流する。また、生活排水についても同様とする。

② 旧埋立処分場からの浸出水については、処理施設において下水道排水基準値以下に処理した後、南多摩処理場へ放流するほか、観測井で定期的に水質を監視する。

(5) 陸上植物

工場敷地西側にある丘陵斜面の緑地を保全するとともに、工場敷地の北側に高木及び中低木の植栽を施し、約 7,600m²の緑地を確保する。

(6) 電波障害

工事開始前及び完了後に詳細な調査を行い、受信状況が現況よりも悪化したと判断された場合には、電波障害を解消するため、共同受信施設の設置、アンテナの改善及び位置の変更等の電波障害改善対策を行う。

(7) 景観

以下に示す対策を講じることにより、計画工場建物等と周辺環境との融和を図る。

① 工場設備はできる限り工場棟内におさめ、統一感のある外観とする。

- ② 建物壁面及び煙突の色彩は周辺景観に調和するものとする。
- ③ 煙突は鉄筋コンクリート造で円筒形とし、そのイメージを和らげる。
- ④ 工場敷地西側の丘陵斜面の緑地を保全するとともに、それに連続する形で工場敷地北側の法面に中低木の植栽を施す。
- ⑤ 工場敷地北側の法面上に高木を植栽し建物下部を遮蔽する。

2.3.3 工事中の配慮

- (1) 工事時間を厳守する。
- (2) 工事中の危険防止、保安及び防音のため、万能鋼板による仮囲いを、工場敷地外周に設置する。
- (3) 工事中の粉じんの飛散防止のため、必要に応じて散水を行う。
- (4) 工事用車両による周辺道路の汚れを防止するため、タイヤ洗浄用の洗車場を設ける。
- (5) 残土の搬出時には土の飛散を防止するため、シート掛けを行うとともに適正に処分する。
- (6) 工事中の騒音、振動の発生をおさえるため、できる限り低騒音の建設機械及び低振動の工法を採用する。また、既存建物及び煙突の解体時には、周囲に防音シートを設置するなどの措置をとる。
- (7) 水質汚濁が発生しないように、工事施行中の濁水は、仮設沈砂池でその濁りを沈澱させ公共下水道排水基準値以下にして、隣接する東京都多摩川流域下水道南多摩処理場へ放流する。
- (8) 工事に伴い、旧埋立処分場から焼却残灰等を搬出する場合は、法令に従い処分する。
- (9) 造成工事中に埋蔵文化財等が確認された場合は、文化財保護法に従って、適切に対処する。